

摂政藤原道長の隨身員数について

―長和元年大嘗会御禊における隨身新加の検討から―

牧 野 千 里

はじめに

「隨身」という語は、古くは『日本書紀』雄略天皇九年三月条にみえる。吉備上道采女大海を紀小弓に下賜し、「為_二隨身視養」とあるから、ここでの隨身の意は随つて身辺の世話をすること、つまり夫婦関係を表すものである。六国史中にみえる隨身は、単純に「身に随う」の意での動詞としての用例も多いが、『続日本紀』以降は「隨身之兵」や「隨身兵仗」というように、武人を示す言葉と合わさり、「近侍の武人」としての意味を持つて用いられる例も多くみえはじめ^{〔1〕}る。そして、平安時代には、隨身_二身辺警護の武官たる人々、またはそのような職能をもつ特定の人物を指す言葉として用いられるようになり、「隨身」という立場・職能が貴族社会において確立した様相を伺う_二ことができよう。

55 撰関の隨身は、藤原良房にはじめて賜与された後、次代の基経で定数化され、以降代々の撰関が賜_二った^{〔2〕}。撰関の職にある者で隨身を賜与されない例はなく、これは撰関の一つの特権として次第に制度化されたものといえよう。十一世紀

初頭に摂政となった藤原道長は、非摂関としてのもを含むと、生涯において六度の隨身賜与を受けている。^③ 摂関の隨身の定数には、十世紀後半以降変動があるが、道長期にはこれらが昇華され新たな形式が生み出された。そしてこれらは「御堂流」の先例として、院政期の摂関へと継承されてゆく。道長の隨身については、摂関就任後ばかりが取り沙汰されるが、非摂関として隨身を賜る四例も影響を与えていることは言うまでもない。摂関制の全盛と評価される道長の政権期は、摂関の隨身のシステムについても、一つの完成を迎えた時期なのである。

隨身については竹内チヅ子氏による研究のほか、笹山晴生氏による概説などがある。^{④⑤} 笹山氏は摂関の隨身の変遷についても言及されているが、道長の隨身についてはやはり摂政就任後についてのみ述べられている。摂政就任後の員数はむしろ特殊なものであり、それ以前の隨身員数についても検討される必要があるだろう。

本稿では、外孫・後一条天皇の摂政として破格の待遇にて隨身を賜与される長和五年（一〇一六）以前に目を向け、院政期との連続性の中で道長期が果たす役割について、隨身保有という面から検討する。

一 道長への隨身賜与の諸例

先述の通り道長は生涯において複数回隨身賜与を受けており、長和五年の隨身賜与は、実に五度目のものであった。正月二十九日に外孫敦成親王（後一条）の即位により摂政となった道長に、翌三十日に賜与されている。その員数について、『公卿補任』は、

卅日勅。宜賜内舍人二人。左右近衛府生已下各六人。以為隨身兵仗。^上

と記す。内訳に変遷はあるものの、基経以降の摂関の隨身の定数は十人であり、内舍人二人、左右府生各一、左右近

衛各五、計十四人」という員数は、それを大きく超えるもので、先例としては父・兼家、兄・道隆がそれぞれ同数を賜っている。⁶このことを考えると、内訳も先例に同じく【内舍人二人、左右近衛府生各一、左右近衛番長各一、左右近衛各四、計十四人】と考えて差し支えないだろう。

さて、当該の隨身賜与に際して人々が注目したのは、新たに道長の隨身に内舍人が加えられたことであった。『御堂関白記』当日条には、

卅日、乙亥、(中略)依_レ仰_二皇太后宮、同宮大夫(俊賢)余賜_二隨身_一下_二勅書_一、内舍人新加、自余如_レ元。

とある。新主の宣旨によつて新たに隨身を賜与される場合、先代に引き続き撰関となる者は、続けて同数を賜与されることが常であった。⁷新たに内舍人を加えるという道長への待遇は破格のものである。

『小右記』翌日条には、

一日、丙子、(中略)資平云、昨日給_二隨身内舍人二人於撰政_一之勅書事、先申_二母后_一、被_レ仰_二上卿_一、(中略)撰政以_二資平被_レ命云、可_レ參_二八省_一、可_二同道_一者、生_二體章_一、只今午四剋、申_二剋可_レ發_二遣於使_一、仍暫候_レ陣、而撰政參_二八省_一、大納言頼通、中納言俊賢・行成・懷平・教通・頼宗・経房、參議兼隆与余同輩・道方・朝経追従、撰政例隨身外今日隨身内舍人、余頗後參_二八省_一

と、実際に道長が内舍人を具する様子が記されており、周囲の関心の高さを伺うことができる。⁸

ここに一つの疑問が生じる。この時道長に賜与された隨身の員数は、撰関が賜る定数を超えたものであることは先に示したとおりである。しかし、内舍人のことのみが取り沙汰されて、近衛の追加に関して言及がないのはいささか不自然である。また、道長自身が「自余如元」と記すことから、このときの変化があったのは内舍人のことのみであるとみて間違いないだろう。では、近衛二人はいつの時点で加わったのか。これを考える上では、長和五年以前の道長の

随身を確認する必要があるだろう。

道長が衛府の長官としてではなく、別勅により初めて随身を賜ったのは、長徳二年（九九六）八月九日のことである。同年七月二十日に左大臣となった道長は、もとの如く左大将を兼官していたが、この日に辞し、童隨身六人を賜与された。『公卿補任』によれば、これは「九条右大臣例」であるという。⁹⁾

そして、この二ヶ月後の十月九日に、童隨身を止めて、【左右近衛府生各一、左右近衛各四、計十人】を賜与された。¹⁰⁾ 道長は当時内覧とはいえ、非摂関でそれに相当する員数を賜与されている。¹¹⁾

道長への隨身賜与の三例目は、長保元年（九九九）三月十六日の一条院行幸に際してである。この前年に病により官職ならびに隨身、内覧を辞退していたため、「下官又如元賜隨身、即申慶」したという。員数については、元の如くとあることから、『本朝世紀』が記す【左右近衛府生各一、左右近衛各四、計十人】であるとみて問題ないだろう。¹²⁾ もし員数に変更があったならば、道長自身が殊に記録するはずである。『公卿補任』は、【左右近衛府生各一、左右近衛各六、計十四人】とするが、先述の点に加え、このような員数例は管見では他に見当たらないことから、誤りであると判断してよいだろう。恐らく、編纂段階で長和五年正月の員数例と混同されたものであろうか。¹³⁾

四例目は、寛弘八年（一一〇一一）六月十三日の、三条天皇の受禪日の賜与である。『御堂閔白記』にのみ賜与のことが記される。¹⁴⁾ 員数については、同日条に「勅授余加隨身等宣旨下」とあるのみで記載はない。但し、代替わりによる賜与であるため、むしろ特記がないことから、従来の随身を継承したと考えられる。したがって、これも先の隨身と同数と考えて良いだろう。

以上から、道長の隨身員数は長徳二年十月九日以降、【左右近衛府生各一、左右近衛各四、計十人】で動かなかつた

ものと考えられよう。先にも述べたが、「十人」という数は、摂関の隨身の定数として基経以降継承されてきたものである。

『小右記』長和元年六月十七日条では、実資が、道長が病のため辞退を奏上した隨身を用いていることを批判しているが、「昨日、冠せしむる隨身十人をして、厩の馬に騎らしめ、廻らせ見る。然るべからざる事なり。辞表を収めらるるの後、隨身を召し仕ふべからず。」とあり、この「隨身十人」という表現は、件の検討を肯定し得るものであるだろう。よって、少なくとも長和元年六月段階での道長の隨身は、「十人」なのである。道長に隨身近衛が加給されたのは、これより後の段階であろう。

表1. 藤原道長の隨身員数 (左大将辞退以降)

No.	隨身職号年月日	天皇	年齢	位階	官職	内舍人	近衛侍生	近衛番長	近衛	兵衛	計	賜与理由	員数出典	備考
1	長徳2 (996) 8月9日	一条	31	正二位	内覧/ 左大臣						6	内覧 (辞左大将)	補任、恩管	「重隨身」九条右大臣例(補任)。前年5月11日内覧、6月19日氏長者。隨身賜与同日に左大将を辞す。
2	々 10月9日	一条	31	正二位	内覧/ 左大臣		2		8		10	内覧	補任、紀略、恩管	(重隨身止)
3a	長保元 (999) 3月16日	一条	34	正二位	内覧/ 左大臣		2		8		10	内覧 (隨身如元)	世紀	一条院行幸。元の如く隨身を賜う(「御堂」)。前年、病のため官職及び内覧、隨身を辞す。○史料上の員数に不し。
3b							2		12		14		補任	(以下員数記載無し(紀略)「御堂」「台記」「恩管」。「如元」とあり。) * 恩管」の記す日付は誤りか。
4	寛弘8 (1011) 6月13日	三条	46	正二位	内覧/ 左大臣						2 [?] (10カ)	内覧	御堂	☆三条天皇受禪日。「御堂」に隨身を給うの記載あり(員数なし)。
5	長和5 (1016) 正月30日	後一条	51	正二位	摂政/ 左大臣		2		8		14	摂政	補任	☆後一条天皇受禪日。この日新たに内舍人2人を加えること、「御堂」「小右記」に記載あり(皇太后の御坐による)。
6	々 6月10日	後一条	51	正二位	摂政/ 左大臣	2			12		26	褒賞	小右記、紀略、補任、略記	○忠仁公例。兵衛を辞退すること、「御堂」に記載あり。

二 長和元年大嘗会御禊における「隨身」

前章の検討より、道長期においても常の随身の員数は十人である程度固定されたものであり、新主の宣旨によるタイミングで入れ替わったものでもない以上、やはり「近衛二人」はいつかの段階で特別に加わったものであろう。道長への隨身加給のタイミングを検討するうえで、興味深い記事がある。

『御堂関白記』長和元年閏十月二十七日条

廿七日、辛卯、從_レ早朝_二起、催_レ行女御代雜事、巳時許事具了、(中略)、事了車駕還宮、建礼門前神祇官供_二御麻_一、有_二鈴奏_一、名対面如_レ常、我候_二御輿後_一、今日隨身一人加_二給我馬副帶刀十人_一、皇太后宮仰、是先公御時例也、每_レ見_二馬副_一、涙難_レ禁、女御代立_二大宮大路_一、其所立_二幄_一・平屏幔二条、是無_二先例_一、而家儲也、又川原女御代立車所、諸司立_レ幄、而不_レ具之由云々、家又儲_二五丈絹幄四・斑幕廿条_一、頗非凡、件幄等女方車廿兩料、又唐錦二丈幄一、是立_レ自_レ車料、宿所垣代北有_二立_レ車所_一、其丑寅少寄相去七丈許、依_二晚景_一不_レ立_レ車、退還、(後略)

また、『小右記』同日条には、

節下大臣・番長歩行、近衛(中略)公卿唐鞍・飾劍・魚袋、衛府公卿螺鈿劍、是故実也、四位・五位倭鞍・杏葉・鞞、佩魚袋、近衛次将、馬頭・助乗_二官馬_一者、不_レ結_二唐尾_一、不_レ付_二杏葉_一、左府騎馬、府生二人騎馬在_レ前、番長以下歩行、西種行依_二臨暗_一女御代不_レ立_レ車幄退帰、左府子息着織物下襲、古伝不(中略)、次第司長官雖_二衛府_一不_レ帶_二弓箭_一、手振不_レ着_二半臂_一、依_二左府命_一令_レ暫_一、近衛天慶、故殿節下大臣、手振不_レ着_二半臂_一、見_二御日記_一、(後略)

とある。これは長和元年十一月の三条天皇の即位大嘗会の前段儀として、閏十月二十七日に挙行された御禊に関する記事である。大嘗会御禊は節下の大臣以下、文武百官が従う重要儀式である。節下の大臣は摂関を除く左右もしくは内大

表2. 摂関期における大嘗会御禊(官職は「公卿補任」による。) ☆は、摂関を除く太政官最上席

天皇	年月日	摂関	簡下	左大将	右大将	史料	備考
清和	貞観元年(859) 10月21日	摂政・右大臣 藤原基経	不詳	藤原良相	源定	三実、中右記	
陽成	元慶元年(877) 10月29日		大納言 源多	源多	藤原良世	三実	
光孝	元慶8年(884) 10月28日		不詳	源多	藤原良世	三実	
宇多	仁和4年(888) 10月28日	関白・太政大臣 藤原基経	大納言 藤原良世	× (10/17薨 源多)	藤原良世 中右記	御禊日例、龍圖記、中右記	①10/17右大臣左大将 源多薨す「上達部已下多在三等叙、然而有宣旨、同廿八日御禊、就吉所供奉也者」(「龍圖記」)。②この時左大臣に源融。
醍醐	寛平9年(897) 10月25日		大納言 藤原時平 ☆	藤原時平	菅原道真	御禊日例、中右記	大臣なし
朱雀	承平2年(932) 10月25日	摂政・左大臣 藤原忠平	大納言 藤原仲平 ☆	藤原仲平	藤原保忠	御禊日例、中右記、御禊部類	
村上	天慶9年(946) 10月28日	関白・太政大臣 藤原忠平	右大臣 藤原仲平 ☆	藤原実頼	藤原師輔	御禊部類、御禊日例	
冷泉	安和元年(968) 10月26日	関白・太政大臣 藤原実頼	左大臣 源高明 ☆	源高明	藤原師尹	御禊日例、御禊事	「安和之比、冷泉院御禊、小野宮大臣不供奉、可唯例禊」(「玉葉」)
円融	天禄元年(970) 10月26日	摂政・右大臣 藤原伊尹	大納言 源兼明 ☆	藤原朝忠	藤原兼家	御禊日例、中右記	左大臣源雅信「不御賜馬」ため、右大臣兼家が簡下に。(「中右記」)
花山	寛和元年(985) 10月25日	関白・太政大臣 藤原頼忠	右大臣 藤原兼家	藤原朝光	藤原清時	小右記、御禊日例、御禊事	左大臣不出仕、不知其由、若依子少将(時叙)出家事歟」(「御禊事」、兼家乗車(「延慶大嘗会記」)
一条	寛和2年(986) 10月23日	摂政 藤原兼家	右大臣 藤原為光	藤原朝光	藤原清時	御禊事	「左大臣不出仕、不知其由、若依子少将(時叙)出家事歟」(「御禊事」、兼家乗車(「延慶大嘗会記」)
三条	寛弘9年(1012) 閏10月27日		内大臣 藤原公季	藤原公季	藤原実資	御堂、御禊日例、御禊事	左大臣藤原道長、右大臣藤原朝光
後一条	長和5年(1016) 10月23日	摂政・左大臣 藤原道長	内大臣 藤原公季	藤原朝光	藤原実資	御禊事	①右大臣に藤原朝光。②「後一条院の御禊の行幸に、摂政(御堂殿)供奉し給ふ、府生以下十八、もとよりゆるされて召具し給外に、左右の将監・将軍各一人つゝめしわたさる、是を一員とも、又かりの隨身とも云也。」(「隨語秘訣」)
御朱雀	長元9年(1036) 10月29日	関白・左大臣 藤原頼通	内大臣 藤原教通	藤原教通	藤原実資	御禊日例	
御冷泉	永承元年(1046) 10月25日	関白・左大臣 藤原頼通	内大臣 藤原教通	藤原教通	藤原頼宗	御禊事	
後三条	治暦4年(1068) 10月28日	関白・左大臣 藤原教通	右大臣 藤原師実	藤原師実	源師房	御禊日例	

三実…「日本三代実録」御禊日例…「大嘗会御禊日例」御禊部類…「大嘗会御禊部類記」御禊事…「大嘗会御禊事」御堂…「御堂関白記」

臣が務め、該当者不在の場合には最上席の大納言が代役を務める。当該の御禊においては、道長は節下ではないが、女御代を女威子が務めることから、早朝より準備をするなど、入念な用意がなされていることが伺われる。注目すべきは傍線部で、この日皇太后彰子の仰せにより、道長に隨身二人が加えて供奉したという。また、これは「先公之例」ということで、道長は感涙を流している。「我馬副帯刀十人」とは、恐らく常の隨身であろう。『小右記』を合わせて考えると、騎馬の府生は常の隨身であるとして、番長もしくは近衛がこの日二人加わったと考えられる。

山中裕氏は、当該時点での道長の隨身員数を八人であるとするが、道長が既に撰関相当の隨身の員数を保有していることは既に述べた通りで、これは誤りである。¹⁵⁾

隨身の加給を考える上で当例が重要な意味を持つ可能性があるが、これが果たして新加であるのか、次章にて検討を行いたい。

三 「新加」をめぐる検討

1 「権隨身」の例

撰関に別勅賜与されたり、衛府の大将などがその職により具する隨身を「例の隨身」や「常の隨身」とするのに対して、儀式などに際して臨時に具する隨身は、「権隨身」や「仮隨身」、または「借隨身」として史料上にみえる。¹⁶⁾ 以下にいくつか実例を挙げてみる。

寛弘二年（一〇〇五）十月十九日、木幡寺の供養が行われた。基経以来、藤原氏代々の墓所である木幡の地は、この時期には荒廃が顕著であったらしい。この日、道長が前年より造営に着手していた三昧堂が遂に完成を迎えたことによ

り、左大臣道長や内大臣頼通以下諸卿の参会のもと法要が営まれた。実資がに記すところによると、堂には普賢菩薩一
 体がまつられ、扁額には「浄妙寺」の銘があったという。¹⁸ また、『小右記』同日条には、木幡寺供養において「仮隨身」
 が従ったことが記される。

十九日、甲午、今日木幡寺供養日也、僧前高坏士二枚、加折敷□□三具并諷誦布信乃布百端、弘暎送二彼寺、左兵衛督早朝立過、同車参入、

召寮馬二令騎二隨身等、亦有二仮隨身一 保釋・國武・保釋・府生保釋（中略）亥剋許帰レ家、仮隨身以下給レ禄、

右大将である実資には「常の隨身」として【府生一、番長一、近衛六、計八人】¹⁹がいるが、この日は（将監嘉武・将
 曹保春・府生保堪）が「仮隨身」として加わり、供奉した。亥剋に至り帰着した実資は、「仮隨身」以下に禄を給わつ
 ている。

同じく『小右記』寛弘五年十二月二十八日条には、荷前使である実資に「例の隨身」に加えて「仮隨身」が従つてい
 るのがみえる。

二十八日、甲寅、酉剋許参内、依レ為二荷前使、一 仮隨身・又例隨身時同相従（中略）、昇三立幣物二如レ恒、撤了各向二山陵、一 山階使余、田原、深草、

料隨身口付各給布一端、

この日、山階使の大納言道綱や深草使中納言公任、田邑使中納言時光など、使たる上達部らが障りを申し、使の数が
 著しく不足するという極めて非常の事態となった。殿上人をもって荷前使とする例を外記に問うが、そのような例は臨
 時山陵使にしかみえないという。そこで実資が三人の上達部（実資のほか、参議懐平、参議実成）をもって数所を兼ねる
 ことを提案し、勅答と左大臣道長の報により決定した。実資は山階使となった。²⁰

この日は「仮隨身」である（将監有宗・将曹公方・府生武吉）、ならびに「例の隨身」らが、番長以下である者も全

邑等使参議懐平、後山階 亥時許自内退出、仮隨身・又例隨身時同相従、左寮馬令騎、番長以下皆騎（中略）、昇立立幣物如恒、撤了各向山陵、原、深草、田

料隨身口付各給布一端、

此等使参議懐平、後山階 亥時許自内退出、仮隨身・又例隨身時同相従、左寮馬令騎、番長以下皆騎（中略）、昇立立幣物如恒、撤了各向山陵、原、深草、田

此等使参議懐平、後山階 亥時許自内退出、仮隨身・又例隨身時同相従、左寮馬令騎、番長以下皆騎（中略）、昇立立幣物如恒、撤了各向山陵、原、深草、田

て騎馬にて従った。左馬寮の馬を用いたという。また、例のごとく賜禄が行われ、将監有宗には絹二疋、将曹公方は綿一疋、府生武吉一疋、番長以下は例の禄をそれぞれ給わった。

なお、この府生武吉は、寛弘五年十月二十九日の除目の席において、道長に府生の将曹に転ずべき者を問われた実資が、第一として挙げた「武吉」であろう。²¹⁾この荷前使の記事においては未だ府生であるが、長和三年(一〇一四)五月十六日に土御門邸の馬場にて行われた競馬記事には「将曹多武吉」がみえる。²²⁾この武吉と同一人物であると考えてよいだろう。なお、同時期に左近衛府にも「武吉」の名がみえるが、これは別人であろう。²³⁾

実資は、寛弘八年にも荷前使を務めるが、この時にも「権隨身」があり、(将曹正方・府生保方)が従ったことが記される。²⁴⁾

「権隨身」の例としては、行事等に際するもの他、以下のようなケースもある。

- (a) 二十一日、庚戌、(中略)、不_レ候_二行幸_一官人等并御馬乗者、亦隨身紀元武不_二参上_一事等、仰_二将監保信_一、各召問、無_レ所_レ避可_レ令_レ進_二過状_一、但紀元武罷_下但馬国、于今無音、是父府生保方所_レ為也、至_二父保方_一、可_レ令_レ進_下不_レ参_下会行幸_一之過状、又欠_二怠公事_一之者、不_レ可_レ預_二府給物_一之由、重召仰了、先年起請也、至_二元武_一、慥召_二取其身_一、可_レ令_レ候_二府庫者_一、又留_二永宣旨_一者也、不_レ可_レ差遣、又暫可_レ停_二射場所掌事等_一、同仰下了、(中略)、彼日事罪科不_レ輕者也、
- (b) 二十三日、壬子、以_二近衛高扶明_一為_二権隨身_一、随_レ状永可_レ為_二元武替_一、給_二扶明絹二疋_一、行禊日禊・袴料也、他隨身等先日給_レ之、(後略)
- (c) 二十八日、丁巳、府生保方、番長公方、近衛元武過状、府生公奉申文等、将監保信持来、過状留了、但公方・元武等全可_レ令_レ候_二府庫下_一之由仰之、(中略)、親重・義光戒、方_二来殊_一返_二賜過状_一、(後略)

(d) 二十九日、戊午、(中略)、將監保信進_三府生公奉過狀、相_三加府生保方過狀_一返給了、近代以_レ進_三過狀_一為_三休息、仍加_レ戒所_レ免、不_レ可_レ関_三給物_一之由、重仰下了、

以上の史料(a)～(d)は、行幸を懈怠した右近衛官人らの進過狀に関するものである⁽²⁶⁾。この行幸とは、長和二年九月十六日の土御門行幸を指す⁽²⁷⁾。この日は、同年七月七日に誕生した姫宮(禎子内親王。母は道長の女中宮妍子)と三条天皇との初対面があった。実資は該当する官人らの過狀を進上するべきことを指示しているが、その中の一人に隨身の紀元武がいる。元武は、但馬国に罷り下ったまま音沙汰がなく、行幸にも伺候しなかったという。二十三日には、この元武かえて近衛高扶明が「權隨身」となされている。「權」のといつても、「永く元武の替わりと為すべし」とあることから、先に挙げた二例とは性格が異なり、長期間の供奉をさすものであるろう。実際に、この後にも隨身として扶明の名がみえる⁽²⁸⁾。

以上、衛府の長官である実資の「權隨身」の例を確認してきたが、この他にも寛弘八年四月十五日の齋院選子内親王の御褻においては侍従中納言行成が「借隨身」に賜祿を行つているなど、当該期における「權隨身」の例は枚挙に遑がない。

では、長保元年の大嘗会御褻における道長の隨身が、果たして仮のものであるか。その可能性を検討する際に、確認しておきたい記事がある。

二十二日、丁巳、今日大殿引_三率北方・尚侍・最弟女等_一、被_レ參_三石清水、明日可_レ被_レ參_三上御在所_一云々、京師上下見物云々、仍密々見之、(中略)、未_レ剋許被_レ參、於_三二条大路_一見之、(中略)、次隨身_{不_レ可_レ然事也}、次内舍人、次前驅六位・五位・四位、次上達部_{右大弁朝経・左近中將道雅三位・右兵衛督公信・左大弁道方・中納言能信、左衛門督兼宗・左大將教通、或卿_{不_レ可_レ然事也}、次主人、乘_三唐車_一、(中略)、次撰政、召_三加權隨身_一、不_レ可_レ然事也、大将・諸衛督等有_三權隨身_一、近代撰政召權隨身、失古跡、(中略)按察大納言齊信称_三物忌_一不_レ}

「追従」、参議兼隆称_レ病云々、通任直不_レ候、自余皆服者、但下官素不_二追従_一、又無_二気色_一、縦雖_レ有_二指命_一、不_レ可_二祇候_一也、為_レ免_二許雜役_一之身_一、還所_二奇思_一、(後略)

以上は、『小右記』寛仁元年九月二十二日条である。この日、前摂政である道長は室倫子や女威子(尚侍)らを伴い石清水八幡宮に詣でた。これには摂政・頼通をはじめ、多くの公卿や官人らが従ったが、実資は追従しなかった。しかし、やはり関心はあるようで、二条大路において行列を見物し、競馬の騎者が道中においてすでに装束を着けていることを批判するなど(中略部分)⁽³⁰⁾、殊に詳細に記録している。

ここで注目したいのは傍線部である。行列において頼通が「権隨身」を召し加えていることが批判されているが、「権隨身」は「大将・諸衛の督等にある」もので、摂政がこれを用いることは「古跡を失う」ことであるという。つまり、「権隨身」というのは、直属の上官たる衛府の長官らが、職務の一環として当府の官人らを見守ることをいうのであり、摂政が別勅にて保有する「例の隨身」以外を具することは、本来的ではないのである。また、破線部は道長の隨身を指すと考えられるが、摂関を退いた後も元の如く隨身を保有していると雖も、同じく「権隨身」を具することは「然るべからざること」である。なお、頼通はこの年の三月まで左大将を務めていたが、摂政就任の六日後にこれを辞し、即日隨身十人を賜与されている⁽³¹⁾。

これらをふまえてもう一度考えると、長和元年の大嘗会御禊において道長に加えられた「隨身二人」は、やはり「権隨身」である可能性は低いだろう。

此時の道長は内覧左大臣で、左大将の任は既に長徳二年に辞している⁽³²⁾。当該時、未だ摂政の任には就いていないが、別勅により既に摂関相当の隨身を賜与されていることは先に述べた通りである。もしこれが「権隨身」であるならば、当該期にこのような認識がある以上、非難されるべき例であったはずである。しかし、そのような評価は管見では見当

たらない。

また、先掲の史料にもあるように、「権隨身」があつたときには、その被支給者と隨身とは賜祿をもつてその臨時の關係を締めくくることが常である。こういった關係性はむしろ「権隨身」に限つたものではない。

例えば道長は長和五年六月十日に、「忠仁公例」として、隨身【内舍人二、左右近衛各六、左右兵衛各六、計二十一】を給わっているが、『御堂関白記』翌日条に「左右兵衛府隨身各六人差文を進る、饗を賜いて候せしむ、各疋絹を賜いて返し遣すこと已に了んぬ」とあるように、兵衛については翌日に本府に返している。この例における兵衛の賜与は、「忠仁公例」の再現という象徴的意味合いをもつたものであるうが、やはり斯様な關係性の解消ともいえるような状況においては、必ず賜祿が伴うのである。³³⁾

なお、これが常の隨身への賜祿を無視するものではないことは注意しておきたい。ただ、「権隨身」のようなイレギュラーの存在への処遇は、やはり何らかの記載があつて然るべきであろう。

以上より、長和元年の大嘗会御禊における「隨身二人」は、御禊の後にも引き続き従つた可能性が高く、これはやはり常の隨身への新加であると評価できよう。

2 先公例の検討

それでは、長和元年大嘗会御禊記事にみえる「先公例」が具体的にどの事例を示すのか、以下に検討する。

道長の父である「先公」³⁴⁾兼家が、御禊において特に隨身を賜つた記録がみえないことは、既に山中裕氏によって指摘されている。但し、山中氏は当該時と状況の似た寛和二年十月二十三日の一条天皇の大嘗会御禊が、これの指す例でないかとする。³⁵⁾しかし、斯様の記述がない以上、なおの検討の余地があるのではないか。

兼家が賜った随身の員数が、破格のものであったことは先に述べた通りである。兼家は、花山天皇の退位、一条天皇の即位にともない、寛和二年（九八六）六月二十四日に摂政となった。外祖父が摂政となるのは、実に良房以来のことである。翌月二十日に右大臣を辞して無官の摂政となると、二十二日には一座宣旨を被り、遂に独立最高官となった。⁽³⁶⁾ここに摂関の権力拡大があったことは言うまでもない。

さて、この兼家はこの約一か月後の八月二十五日に、「忠仁公故事」として、准三宮年官・年爵ならびに随身を賜与されている。⁽³⁸⁾

『公卿補任』准三宮賜年爵年官。併賜左右近衛各二人。

『日本紀略』准三宮并以内舍人近衛等為隨身兵仗。如忠仁公故事。

隨身賜与についての記載がある史料のうち、員数が明記されるのは『公卿補任』である。【左右近衛各二人】が兼家の随身の総数であるとは考え難いから、これは既に保有するところの隨身への新加である可能性が高い。一方、『日本紀略』は員数こそ明記しないものの、『公卿補任』が記さない「内舍人」の語を含む。ただ、恐らくこれは従来保有する常の随身の内舍人を指すものであろう。『日本紀略』の記述は、今回の新加後の兼家の随身の総体を指す表現ではなからうか。よって、当該例は兼家への随身の新加であると評価する。また、これが正しければ、当該例は摂関への隨身追加賜与の初例となる。

斯様な恩賞の賜与は、むろん幼帝の意思によるものではないだろう。摂政である兼家、そして国母となった詮子の浅からぬ関与を想定し得るもので、当該例にも大きな影響を与えていることは間違いないであろう。こうした、いわば権力誇示のパフォーマンスとしての恩賞賜与は、「皇太后之嚴親」である外祖父兼家の⁽³⁹⁾、外戚地位獲得が可能にしたものである。

後に道長が「忠仁公例」として、莫大な恩賞の賜与をうけることは既に述べた。本稿ではその詳細に立ち入ることはないが、道長・頼通父子がこれらを可能にした背景には、少なからず兼家の当該例の存在がある。道長・頼通は、封戸や隨身の員数を含め、文字通り「忠仁公例」を再現したのであるが、それには及ばないといえ、皇太后の関与という点からも、やはり此例には後の発展の端緒となる要素が多分に存在するのである。

本章における検討の結果より、改めて長和元年大嘗会御禊における「隨身二人」について考えてみよう。まず、この隨身は当該期の古記録に見えるような「権隨身」とは異なるものであった。「権隨身」と表記される者にも、近衛高扶明のように長期間の供奉を前提とする者もあったが、何より必要に応じて臨時に派遣されたという性格が、道長の「隨身二人」にはなかった。また、衛府の高官でないものが権隨身を召すことは然るべからざることである。

よって、この日をもって新たに「隨身一人」が道長の常の隨身に加わった。道長の隨身の総計は、【左右近衛府生各一、左右近衛各五、計十二人】となり、次に新主の宣旨により隨身を賜与される長和五年正月卅日まで、この員数を維持したと思われる。そして、その際に内舍人が加わったことにより、道長の隨身は父や兄が撰関であった際の隨身員数【十四人】に達した。

皇太后仰による隨身新加の先例となったのは、寛和二年八月二十五日における兼家への隨身賜与であろう。ここで問

表3. 藤原兼家の隨身員数

No.	隨身賜与年月日	天皇	年齢	位階	官職	内舍人	近衛府生	近衛番長	近衛	兵衛	計	賜与理由	員数出典	備考
1a	寛和2 (986) 6月28日	一条	58	正二位	撰政/右大臣	2	2	8		10		撰政	紀略	
1b						2	2	8		14		撰政	補任	
2	〃 8月25日	一条	58	従一位	撰政	2	2	12		18?		養實	補任	〇准三宮、隨身新加カ

題となるのは員数ではなく、母後の関与についてである。女を入内させ后とし、その子である外孫が東宮や天皇となる、その関係性の中でのみこれらの実現が可能となったのである。

おわりに

冒頭で触れた、「隨身」の名詞としての独立の問題は、『日本三代実録』の元慶年間に「賜隨身并兵仗」や、「為隨身」といった表現がみえはじめることから、あるいはこの時期を端緒とするものなのかもしれない。いま挙げた二例は、奇しくもそれぞれ元慶二年・六年の基経への隨身賜与記事においてみえるものである。平安貴族社会における「隨身」の確立には、撰関への隨身賜与の開始が少なからず影響しているのだろう。

長和元年の大嘗会御禊行列において加わった隨身二人は、当日の行列のための権隨身ではなく、常の隨身への新加であつたと評価することができよう。長和五年の摂政就任時点で更に内舍人が加えられた際に、そのことのみが取り沙汰されたことは、むしろ示唆的であつた。長和元年及び五年の隨身新加には皇太后彰子が関わり、その大きいが、撰関たる父と后たる女の政治的な営為において、そのロールモデルが兼家と詮子に求められたであろうことは、言うまでもない。道長政権期は、こうした経験の集積の上に独自の繁栄を築き、次代へと続く規範を生み出したのである。

道長期以降における隨身賜与のシステムもまた、様々の変革の総体として道長期に確立したパターンが応用・継承されてゆくのであるが、それについては稿を改めることにしたい。

注

- (1) 天平三年(七三〇)十一月廿八日条や天平宝字元年(七五七)六月九日条、神護景雲二年(七六八)十二月四日条ほか。
- (2) 基経期における隨身員数の定数化や、以降の変遷に関しては別稿にて。
- (3) 長徳二年(九九六)八月九日、同十月九日、長保元年(九九九)三月十六日、以上一条朝。寛弘八年(一〇一一)六月十三日、以上三条朝。長和五年(一〇一六)一月三十日、同六月十日、以上後一条朝。なお、長徳の二例に関しては非撰関にてこれを賜る例であるが、撰関相当のものであるとの判断から、これに含む。詳述は別稿にて。
- (4) 貞元二年(九七七)の関白藤原頼忠による内舍人辞退(↓替えて近衛府生)により、基経以来の隨身の定数及び内訳にはじめて変更が加えられた。なおこの員数内訳は次の兼家やその嫡子の道隆には採用されなかった。
- (5) 竹内チヅ子「隨身について」(『九州史学』4、一九五七年)。笹山晴生「隨身」(『国史大辞典』吉川弘文館、一九八七年)。
- (6) 兼家は寛和二年六月二十八日に「賜隨身内舍人二人、左右近衛府生各一人、番長二人、近衛各四人。」(『公卿補任』寛和二年)、道隆は永祚二年六月一日に「給隨身内舍人二人左右近衛府生番長各一人近衛各四人。」(『公卿補任』永祚二年)をそれぞれ賜っている。なお『日本紀略』は、この兼家・道隆の隨身員数を基経以来の定数である【内舍人二、左右近衛各四、計十】とする(『日本紀略』寛和二年六月二十八日条、正暦元(永祚二年)六月一日条)。本稿では確定は行わないが、のちの道長につながる要素であることから、『公卿補任』の説を支持してよいかと思う。
- (7) 代替わりによる賜与の例は、天慶九年(九四六)の村上天皇の関白・藤原忠平、安和二年(九六九)の円融天皇の撰政・藤原実頼、永観二年(九八四)花山天皇の関白・藤原頼忠など。

- (8) 『小右記』 長和五年二月一日条。
- (9) 『公卿補任』 長徳二年。また、『河海抄』 卷第七 第十一「滯標」には、『源氏物語』の「河原のおと、の御れいをまねひてわらはすいしんを給はり給」に対する注釈として、「河原左大臣[■]賜[■]童隨身[■]事所見未^レ勘出、中右記云御堂入道殿令賜[■]童隨身[■]九条殿例^{云々}／今案御堂関白長徳三年給[■]童隨身[■]六人^{云々}」という記述がある。この長徳三年は、二年の誤りであろう。(『紫明抄・河海抄』 角川書店、一九六八年)
- (10) 『公卿補任』 長徳二年、『日本紀略』 長徳二年十月九日条。
- (11) 十世紀後半には、非摂関への隨身賜与が発生し、次第に拡大する様相がある。また、当該例は道長期以降の員数定着において重要な位置を占めるものであるが、これらについては稿を改める。
- (12) 『本朝世紀』 長保元年三月十六日条。
- (13) 長和五年正月例は「左右近衛府生以下各六人」であるが、当例は府生を別記した上で左右近衛を各六人とする。内舎人を含まずに総計が十四人となり、他に例を見ない。この員数例が後世にみえないという点は示唆的であろう。
- (14) 『御堂関白記』 寛弘八年(一〇一一) 六月十三日条。
- (15) 山中裕『御堂関白記全注釈』 長和元年(高科書店、一九八八年)、註一八〇、一八一。
- (16) これらの使い分けについて、圧倒的に用例が多いのは「権隨身」である。但し、管見では『小右記』のみに確認でき、この点は留意すべきである。実質は、「仮隨身」という表現も用いるが(本文中寛弘二年十月九日条、十二月二十八日条)、両者には明確な区別はないように思う。一方、「借隨身」はその時点で衛府の長官などの任にない者(行成…『権記』 寛弘八年三月十日条、四月十五日条、道長…『御堂関白記』 寛仁元年四月十六日)による用例のみであり、ここには区別があるか。

- (17) 『御堂関白記』寛弘元年二月十九日条に、「木幡三昧堂可立所為定、到彼山辺、從鳥居北方河出、其北方有平所、道東、晴明朝臣・光榮朝臣等定也」とあり、陰陽師とともに現地へ赴き、三昧堂建立の地を定めている。
- (18) 『小右記』寛弘二年十月十九日条。なお扁額は行成の筆による。十七日に道長が額二面を行成のもとに送り（『御堂関白記』同月十七日条）、十八日に南は真書、西は草書にて記された（『権記』同月十八日条）。
- (19) 『北山抄』大将要抄。
- (20) 参議懷平は柏原・深草・田邑等、参議実成は後山階・宇治三所の使となった。
- (21) 『小右記』寛弘五年十月二十九日条。
- (22) 『小右記』長和三年五月十六日条。
- (23) 恐らく、物部武吉。寛和元年正月十八日の賭弓において左番長の替人となっている（『小右記』同日条）。次に見えるのは『御堂関白記』寛弘元年五月二十七日条の「左将曹武吉」で、東遊に供奉している。長和二年以降は、「左将監武吉」として散見される（『小右記』長和二年二月五日条、同七月二十九日条など）。一貫して左近衛官人としてみえ、昇進のスピードとしても自然である。なお、本文中に挙げた土御門邸での競馬記事中には、同時に「左将監武吉」もみえ、別人であることは確実である。多武吉は、右大将実資の仮隨身となつていふことははじめ、実資により将曹に推挙されていること、また当該の競馬記事からも右近衛官人であることは確定であろう。よつて、同時期に、左近衛番長・将曹を経て将監となつた武吉、右近衛府生を経て将曹となつた多武吉の二人の「武吉」が存在する。告井幸男氏は、多氏から物部氏に改姓した武吉（好・能）について指摘されているが（撰関・院政期における官人社会）（『日本史研究』五三、二〇〇七年三月）第三章）、以上のような検討からやはり両者は別人とみるのがよいかと思う。
- (24) 『小右記』寛弘八年十二月二十七日条。

- (25) 告井氏は、『大日本古記録』や『大日本史料』が、「親重義光戒方来殊返賜過状」の「戒」を「保」と校訂する誤りを指摘されている。よって本稿もこれに倣う。(告井幸男「家産的処罰の展開」第一節註17。(告井幸男『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年) 所収。初出は二〇〇一。)
- (26) 『小右記』長和二年九月二十一日・二十三・二十八・二十九日条。
- (27) 『御堂関白記』長和二年九月十六日条ほか。
- (28) 『小右記』長和五年四月十八日条、寛仁二年(一〇一八)五月十一日条など。同じく寛仁二年五月二十二日には、資平の従者を傷害した件で実資に勘当されているが、二十四日に資平の口入により免ぜられている。その後、翌年正月七日条や二月十九日条にも隨身として扶明の名がみえる。
- (29) 『権記』当日条。なお、帯剣や鞍などの随身の装束は道長より借りたものであるらしく、翌日持参している様子が『権記』ならびに『御堂関白記』にみえる。
- (30) 「競馬騎者装束於石清水可着敷、路間着打懸等、不異御霊会、有目之人必可傾乎、目口無益之世也」。
- (31) 『日本紀略』寛仁元年三月二十二日条。「廿二日辛酉。撰政内大臣上表。請罷左近大将。勅許之。即日宣命。依寛和例。可列左右大臣上。又許乘牛車参入宫門。賜左右近衛府生以下。為隨身兵仗。又権中納言藤原教通卿蒙可任大将_二宣旨_上」。
- (32) 『公卿補任』長徳二年。及び『小右記』長徳二年八月九日条。
- (33) 道長は撰政退任後も「隨身兵仗如元」であったが、寛仁二年二月九日に上表して太政大臣ならびに内舍人の隨身を辞している。この際にも内舍人を召して賜祿したことが、『御堂関白記』同日条(裏書)、『左経記』同日条にみえる。
- (34) 山中氏前掲書、註一八三。

- (35) 山中氏によれば、寛和二年は摂政が兼家、節下右大臣為光、女御代尚侍綏子（兼家女）であり、長和元年の左大臣（内覧）道長、節下内大臣公季、女御代尚侍威子（道長女）とよく状況が似ているとする。
- (36) 無官摂政については、山本信吉「摂政藤原兼家と左大臣源雅信・右大臣藤原為光」（山本信吉『摂関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (37) 『日本紀略』は八月二十七日とする。なお、二十五日条には大嘗会のことを定めたとある。
- (38) 『公卿補任』寛和二年、『日本紀略』寛和二年八月二十七日条。『公卿補任』によると、兼家は年爵を固辞したという。
- (39) 『葉黄記』寛元四年十月十七日条摂政三公上例。

